

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療制度実施に伴う国民健康保険料後期高齢者支援金等の創設について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課：地域文化部 国保年金 課）
担当係 庶務係 担当者 柳橋 内線（ 2715 ）

事業の概要

事業名	国民健康保険																	
担当課	国保年金課																	
目的	後期高齢者医療制度実施に伴う後期高齢者支援金等の創設に係る国民健康保険料処理																	
対象者	国民健康保険被保険者																	
事業内容	<p>平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設され、75 歳以上の高齢者（65 歳以上の一定の障害がある方を含む。）はすべて加入することになる。この後期高齢者医療制度は、被保険者の保険料 1 割、国民健康保険や被用者保険など若年層の支援金が 4 割、国、都及び区市町村の負担が 5 割で運営される。</p> <p>この若年層支援金に係る部分を別建てに計算した金額及び病床転換助成事業支援金の額を後期高齢者支援金等賦課額とし、国民健康保険料額に合算する。</p> <p>これまでは、国民健康保険料額の総額は、基礎賦課額（医療分）及び介護納付金賦課額（40 歳から 64 歳までの 2 号の介護保険）の合算額としてきたが、後期高齢者支援金等分も所得割額及び均等割額を算定し、国民健康保険料の合算額に加えることになる。</p> <p>なお、これまでは、老人保健拠出金として国民健康保険料医療分で 75 歳以上の老人保健制度を支えていたが廃止される。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保 険 料</td> <td>国保医療分</td> <td>介護分</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>所得割額</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>均等割額</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【新制度】</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保 険 料</td> <td>国保医療分</td> <td>介護分</td> <td>後期高齢者 支援金等分</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>所得割額</td> <td>所得割額</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>均等割額</td> <td>均等割額</td> </tr> </table> </div> </div>	保 険 料	国保医療分	介護分	所得割額	所得割額	均等割額	均等割額	保 険 料	国保医療分	介護分	後期高齢者 支援金等分	所得割額	所得割額	所得割額	均等割額	均等割額	均等割額
保 険 料	国保医療分		介護分															
	所得割額		所得割額															
	均等割額	均等割額																
保 険 料	国保医療分	介護分	後期高齢者 支援金等分															
	所得割額	所得割額	所得割額															
	均等割額	均等割額	均等割額															

件名 後期高齢者医療制度実施に伴う国民健康保険料後期高齢者支援金等の創設 に係る電算処理システムの修正について

保有課 (担当課)	国保年金課
登録業務の名称	国民健康保険
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 国民健康保険被保険者</p> <p>2 記録項目 (1)国保賦課データベース 4月～3月の支援金期別保険料、支援金均等割額、支援金等所得割額、支援金等過年度額(前年、前々年) 支援金等保険料合計、 退職者医療分4月～3月の支援金期別保険料、退職者医療分支援金均等割額、 退職者医療分支援金等所得割額、退職者医療分支援金等過年度額(前年、前々年) 退職者医療分支援金等保険料合計 (2)国保収納データベース 支援金調定額、支援金退職者医療調定額、歳入充当還付支援金分、歳出充当還付支援金分、支援金納入額、過誤納支援金分</p> <p>3 記録するコンピュータ 国民健康保険情報システム(ホスト)</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>平成20年度4月施行医療制度改正に伴い、国民健康保険料に新たに後期高齢者支援金等分が追加されるため、国民健康保険料算定賦課及び収納処理システムに修正を加える。 従来の老人保健拠出金は廃止される。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>国民健康保険料額は、基礎賦課額(医療分)及び介護納付金賦課額(40歳から64歳までの2号の介護保険)の合算額を電算処理で算出している。 今回の改正に伴い、国民健康保険料額について、後期高齢者支援金等分(所得割+均等割)を加えた金額を国民健康保険料として徴収賦課するため、賦課データベース及び収納データベースに項目の追加を行う。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	自区内処理
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認、及び条例改正後。(当初通知発付予定 20年6月13日)

件名 国民健康保険料納入通知書等に係る封入封緘業務委託の項目追加について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	国保年金課	委託先	入札により決定
登録業務の名称	国民健康保険		
情報はどのような媒体に記録されているか	国民健康保険料納入通知書 紙媒体	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	国民健康保険料納入通知書 紙媒体
保有している情報項目	1 世帯主住所、氏名、郵便番号、 国保記号番号 2 保険料算定住民税額 3 医療分、介護分、 <u>支援金等</u> 年間 保険料(均等割額、所得割額、 過年度分)及び人数 4 医療分、介護分、支援金等合 算後の期別保険料	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	同 左
委託の理由	国民健康保険料当初納入通知書について、件数が80,000世帯以上に及ぶため、封入封緘を従来から業者委託している。今回は後期高齢者支援金等の項目追加		
委託内容	毎年、6月に発送する区で出力した国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料納付書(変更なし)を、業者へ渡す。国民健康保険料当初通知書について、カッティング・折作業及びお知らせチラシ(国保のしおりを含む。)とともに封入・封緘し区へ納品する。		
委託の開始時期及び期限	平成20年5月 日 から平成20年6月13日まで 以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。	受託事業者としての 情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。